

被扶養者認定に必要な提出書類一覧

家族の状況	提出 / 添付書類	同居していなくてもよい人					同居が条件の人				備考	
		配偶者	父母	子	孫・弟妹	祖母	兄弟姉妹	甥・姪	義父母	伯父・叔父		伯母・叔母
必ず提出する書類	被扶養者異動届 (正・副2ページ) (任意継続 / 特例退職は1ページ)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	夫婦が共に被保険者で子を被扶養者とする場合、夫婦の収入額を「被扶養者異動届」の夫婦の収入額欄⑧に記入 (証明書の添付は不要) *原則、収入の多い方の被扶養者となります
	扶養状況届 (子の出生時は提出不要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	市区町村役場で交付される最新の所得証明書 / 非課税証明書 (18歳未満の場合は不要)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	所得証明書は給与収入以外の収入の有無を確認します (金額が表示されたもの)。勤務先発行の源泉徴収票 / 税務署発行の課税証明書は不可
	在学証明書 (18歳以上で学生の場合)	△		△	△		△	△				
	健康保険資格喪失証明書 (原本) / 国民健康保険証 (写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	扶養状況届を参照

その他 必要 な 証 明 書 類	退職した人 退職後雇用保険を受給しない人	離職票 (1) (2) の (写) または事業主交付の雇用保険資格喪失確認通知書 (雇用保険を受けない人) の (写) あるいは退職証明書	○	○	○	○	○	○	○	○	○	退職後雇用保険 (失業保険) を受給する場合で受給予定額が130万円以上 / 年 (60歳以上は180万円) の時、受給期間中は被扶養者認定不可 (給付制限期間中のみ認定可)
	退職後雇用保険を受給する人	雇用保険受給資格者証 (写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	現在働いている人	給与明細書 (写) / 収入見込額証明 / 社会保険適用外である証明	○	○	○	○	○	○	○	○	○	給与明細書は連続する直近3ヶ月分の写し、または収入見込額証明 (今後1年間) の場合は事業主印が必要
	個人事業収入 / 不動産収入のある人	経費明細 (収支内訳書など) を含む「確定申告書」 (写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	個人事業を廃業した人	個人事業の廃業届出書 (写)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	年金受給者	最近の公的年金振込通知書 (写) 最近の共済年金 / 企業年金の振込通知書 (写)	△	△	△	△	○	△	△	○	○	申請中の場合は年金見込額照会回答票 遺族年金、障害者年金等の非課税分も対象
	別居の人	振込元、振込先、金額が明示されている仕送りに関する証明 (銀行振込 / 現金書留等) (写)	○	○	○	○	○					銀行振込通知書 (写) 等の、毎月の仕送りを証明する直近3ヶ月分の書類を提出する *業務上の単身赴任の場合は添付不要
	親族 / 同居 / 外国人等が証明されるもの	住民票の謄本 (世帯全員)	△	△	△	△	△	○	○	○	○	養父母、養子の場合は戸籍謄 (抄) 本または養子縁組届、内縁関係は住民票により同居を確認 (別居の場合は認定不可) 外国人の方は在留期間が1年以上あることが認定条件です
		戸籍謄 (抄) 本 (養子縁組届)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
		登録原票記載事項証明書 (外国人の場合)	△	△	△	△	△	△	△	△	△	
障害者	障害者手帳 (写)	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

○印: 必ず提出 △印: 該当する人は添付が必要 (写) の記述がない場合はオリジナルとなります。 注) 扶養状況に応じて、追加書類が必要となる場合があります。